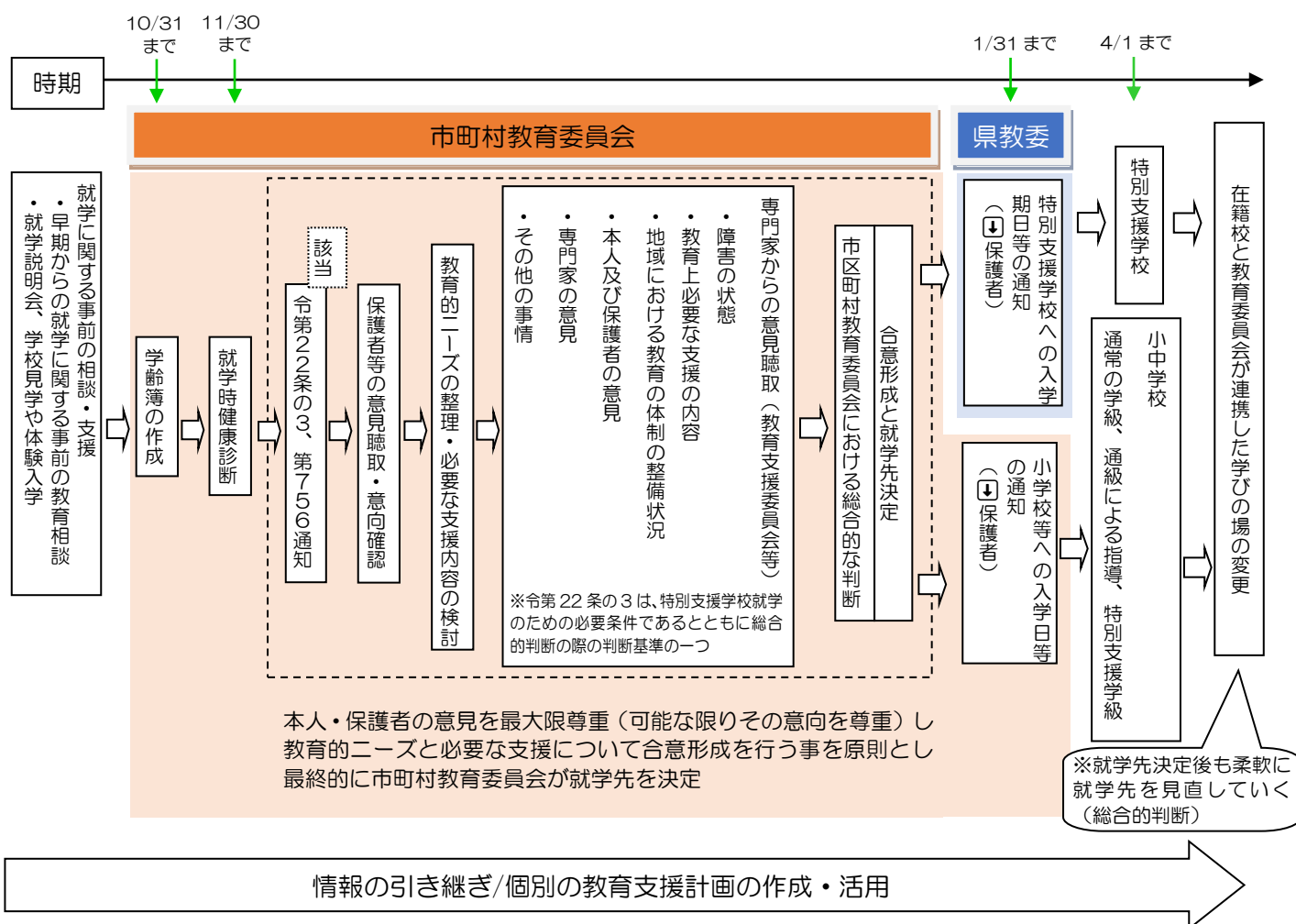


障害のある児童生徒の就学先決定について



○就学先の検討

小・中学校への就学先の検討は市町村教育委員会において、学校見学や体験入学の機会を活用したご家族への情報提供や面談等を経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われます。

○就学先の決定・通知

就学先の決定については、本人・ご家族に対し十分情報提供をしつつ、本人・ご家族の意見を最大限尊重し、本人・ご家族と市町村教育委員会、学校等が教育ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が児童生徒の小・中学校への就学先を決定します。